

高島市業務継続計画

(地震災害対策編)



令和6年6月

高 島 市

目 次

第1章 業務継続計画（震災編）の概	1
1. 業務継続計画（BCP）とは	1
2. 業務継続計画（震災編）の目的	2
3. 業務継続計画の基本方針	2
4. 地域防災計画と業務継続計画との関係	3
5. 業務継続計画の発動と解除	4
6. 市民への周知	5
第2章 前提とする地震と被害想定	6
1. 前提とする地震	6
2. 被害想定	6
3. 想定する被害のイメージ	8
第3章 計画の対象とする非常時優先業務	9
1. 非常時優先業務の概要	9
2. 非常時優先業務の実施方針	10
3. 非常時優先業務の着手目標時間の設定	10
4. 受援業務	11
5. 非常時優先業務の選定方法	12
第4章 業務継続のための執行体制の整備	13
1. 業務執行体制の整備	13
2. 指揮命令系統の確立	16
3. 勤務時間外に参集可能な職員数	18
4. 職員の参集と安否確認	20
5. 職員の家族の安否確認	20
第5章 業務継続のための執行環境の整備	21
1. 施設の安全対策	21
2. コンピュータシステムの安全対策	22
3. 通信手段の確保および災害情報の収集・発信	24
4. 非常時における職員の対応	25
5. 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	25
第6章 継続的な改善への取組	26
1. 業務継続マネジメントの必要性	26
2. 職員に対する研修・訓練	26
3. 計画の点検・検証・見直し	27
4. 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備	27
第7章 非常時優先業務一覧	28

第1章 業務継続計画(震災編)の概

1. 業務継続計画（BCP）とは

大規模地震災害が発生した場合には、ライフラインや交通機関が停止し、市庁舎や職員自らも被災することが想定される。このため、平常時の職員数や執行環境を前提として業務を行うことは困難となり、市民の生命、生活および財産の保護ならびに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすこととなる。

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、人、施設、資機材、情報、ライフライン等利用できる資源が制約を受ける状況の中で、災害時における応急対策業務に加え、通常業務のうち、中断ができない、または中断しても早期再開を必要とする業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ特定しておき、いざ災害が発生したときには、限られた人員、資機材等の資源を効率的に投入して、災害応急対策業務および優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施するための計画である。

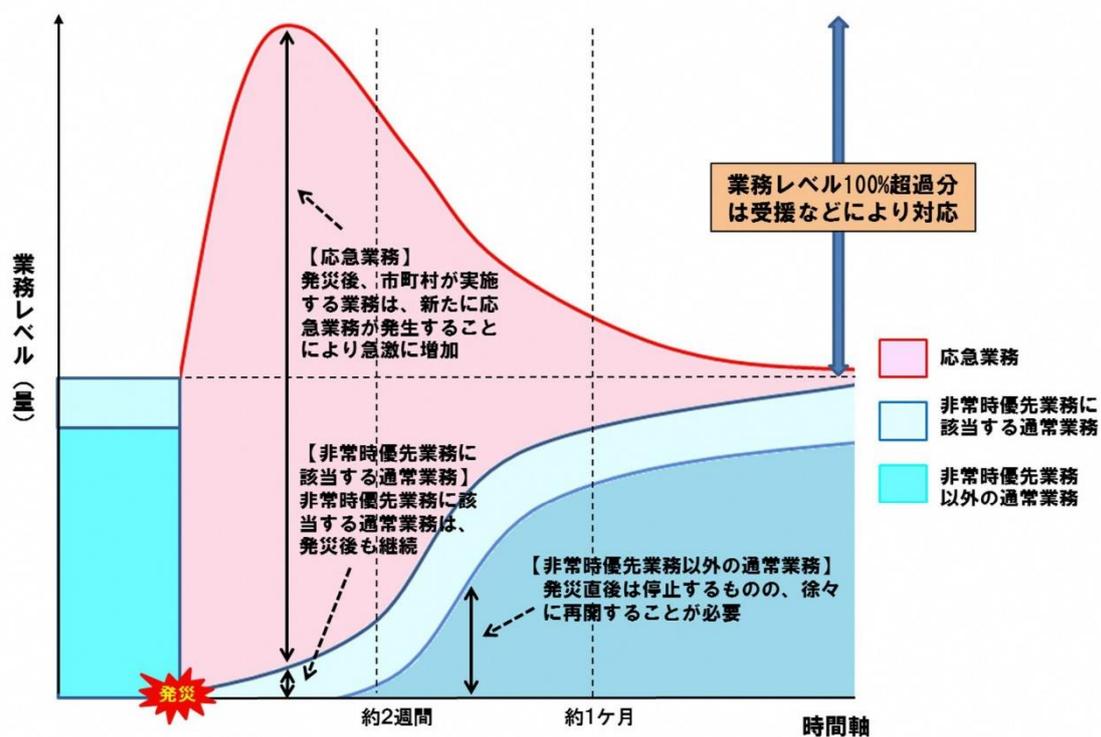


図1-1 発災後に市町村が実施する業務の推移

出典：「市町村のための業務継続計画作成ガイド」平成27年5月 内閣府（防災担当）

2. 業務継続計画（震災編）の目的

地震等大規模災害時であっても、行政は市民の生命、生活および財産を守るために業務を継続する責務がある。しかし、大規模災害時には、行政自身も被災し、人員や物資・ライフライン等が制約を受ける可能性が高いため、平常時の人員と業務執行環境を前提とした通常業務を行うことは難しい。さらに、災害時に応急対応する業務が膨大に増えてしまう。

そのため、自治体は大規模災害時においても優先すべき非常時優先業務をあらかじめ選定し、迅速かつ的確に応急対策を行っていかなくてはならない。また、非常時優先業務を執行する上で課題となる項目についても明らかにし、これらを改善することにより、行政組織の防災力の向上を図ることが求められる。

このような観点から、利用できる資源が限られている状況下においても、行政機能、行政活動を維持継続するために、事前に必要な資源の再配分や対応方針、手段を定める業務継続計画（BCP）を策定し、大規模災害時に本市が有する資源を最大限有効活用して市民の生命、生活および財産を守ることを本計画の目的とする。

3. 業務継続計画の基本方針

(1) 職員の防災意識の向上と防災対策の推進

災害時であっても応急対策へスムーズに対応できるように、職員の防災意識の向上および防災対策の推進を図る。

(2) 災害応急対策業務

地震による被害を最小限にとどめるため、高島市地域防災計画に定められた災害応急活動を効率的に遂行する。

(3) 優先通常業務の継続および早期再開

市の業務が中断することによる市民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続および早期再開に努める。

(4) 人員および庁舎等の確保

非常時優先業務の継続に必要な人員の確保および庁舎、電力、通信等の執行環境の確保に努める。

(5) 非常時優先業務以外の業務の停止または縮小

非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に停止または縮小する。

(6) 継続的な改善への取組

訓練等を通じて問題点や課題点を把握し、継続的に是正すべきところを改善していく。

4. 地域防災計画と業務継続計画との関係

「高島市地域防災計画」は災害対策基本法第42条の規定に基づき、高島市防災会議が策定する法定計画であって、市民の生命、身体および財産を守るため、市、県および公共的機関、関係機関ならびに市民が、災害の予防、応急対策および復旧に関し、連携して実施すべき事務や業務について定めた総合的な計画である。

一方、「高島市業務継続計画」は、市役所や職員自身が大規模災害等で被災したことを前提としており、行政機能が低下し、利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下において、「高島市地域防災計画」で定めた市が行うべき業務継続の実効性を担保することを目標としている。

表1-1 地域防災計画と業務継続計画との比較

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項および役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施するための計画
行政の被災	行政の被災は想定する必要がない	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する
対象となる業務	災害予防業務、災害応急対策業務、災害復旧・復興業務	非常時優先業務（災害応急対策業務、優先通常業務）
業務開始目標時間	業務開始目標時間は定める必要はない	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある
職員の業務執行環境	業務に従事する職員の飲料水・食料・トイレなどの確保に係る記載はない	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する

「非常時優先業務」の考え方

非常時優先業務とは、大規模な災害発生時にあっても優先して実施すべき通常業務、および災害応急対策業務を合わせたものである。

このうち、災害応急対策業務は地域防災計画にも規定された業務である。

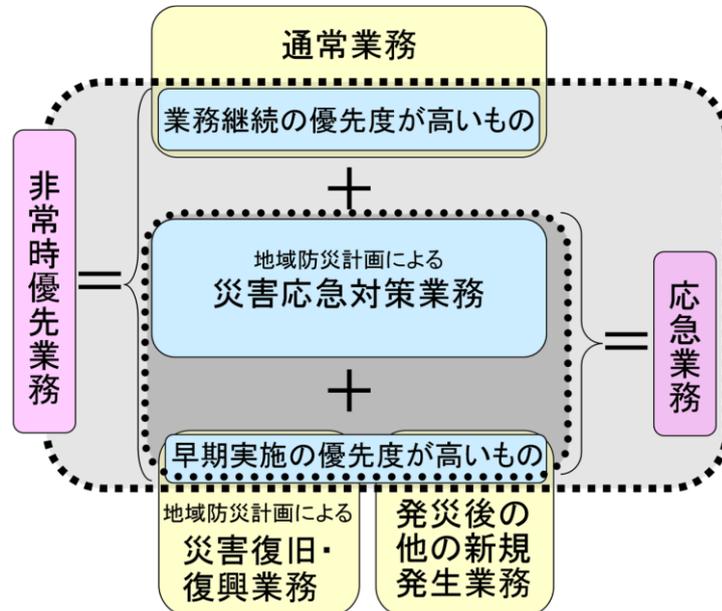


図1-2 非常時優先業務のイメージ

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成28年2月 内閣府（防災担当）

5. 業務継続計画の発動と解除

(1) 本計画は、次のいずれかの場合に発動する。

- ア 市内で震度6弱以上の地震が発生し、高島市災害対策本部が設置された場合
- イ 市長が必要と認めた場合

(2) 発動権限者

本計画の発動権限者は、高島市災害対策本部長（以下「本部長」という。）とするが、本計画では、大規模災害時に責任者の安否が不明の場合であっても、迅速かつ適切に意思決定するため、あらかじめ以下のとおり事案決定の代行順序を定める。

表1-2 決定権限順位表

災害対策本部長（市長）の 職務代理者の順序	第1順位	副市長
	第2順位	教育長
	第3順位	政策部長
	第4順位	総務部長
	第5順位	都市整備部長

(3) 計画の対象期間

本計画の対象期間は、災害発生から概ね1か月とする。

(4) 発動解除

本部長は、市における業務資源の不足等に伴う支障が改善され安定的な業務継続が可能となった場合は、本計画の発動解除を宣言する。ただし、各本部員は解除の前であっても災害応急対策業務の進捗状況に応じ、停止・縮小した通常業務を順次再開させることができるものとする。

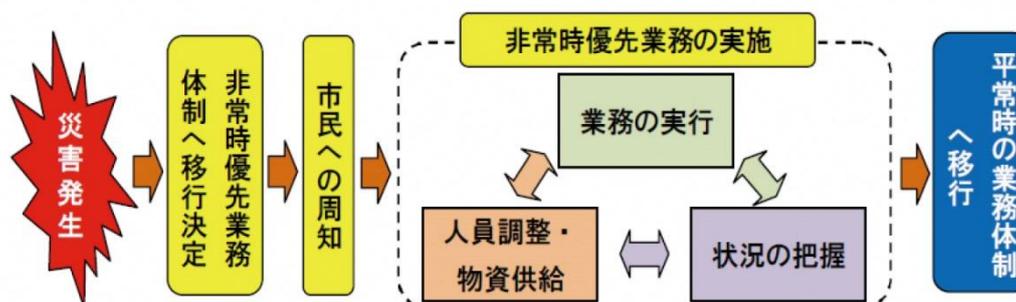


図1-3 非常時優先業務のフロー

6. 市民への周知

市民に対し、災害発生時に停止する業務および優先的に実施する業務があることについての理解を求めることで、災害時の混乱を防止できるよう本計画の内容を広く周知する。

第2章 前提とする地震と被害想定

1. 前提とする地震

本計画の策定にあたっては、本市に最も大きな被害を及ぼすとされる琵琶湖西岸断層帯地震を前提とする。



図2-1 各断層帯位置図

2. 被害想定

平成26年3月に滋賀県が公表した地震被害想定により、高島市に最も大きな被害を及ぼすとされる「琵琶湖西岸断層地震」(case1)の揺れによる被害を想定とする。

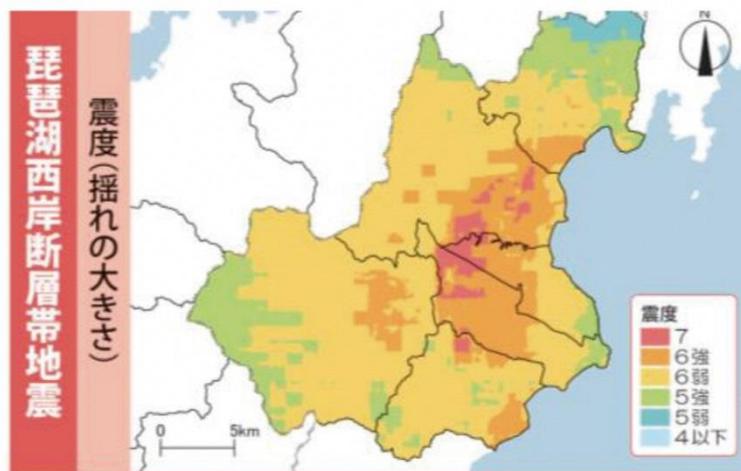


図2-2 琵琶湖西岸断層帯地震の推定震度

表2-1 滋賀県が公表した本市の被害想定 (平成26年3月)

項目		被害想定	
震度	最大震度	7	
建物被害	全壊棟数	1,455 棟	
	半壊棟数	4,693 棟	
	全焼棟数	夏正午	0 棟
		冬夕方	0 棟
冬深夜		0 棟	
人的被害	死者数 () は家具転倒等	夏正午	56 人 (7)
		冬夕方	85 人 (7)
		冬深夜	88 人 (9)
	負傷者数 () は家具転倒等	夏正午	652 人 (105)
		冬夕方	836 人 (105)
		冬深夜	1,021 人 (128)
ライフライン機能支障	停電件数 () は停電率	地震直後	41,189 件 (86%)
		1 日後	17,183 人 (36%)
		2 日後	8,658 人 (18%)
		3 日後	4,587 件 (10%)
		1 週間後	46 件 (0%)
	断水人口 () は断水率	地震直後	35,865 人 (68%)
		1 日後	34,927 人 (67%)
		2 日後	33,580 人 (64%)
		3 日後	32,071 人 (61%)
		1 週間後	25,708 人 (49%)
		1 か月後	5,015 人 (10%)
		2 か月後	473 人 (1%)
		3 か月後	42 人 (0%)
	避難者	※ 避難者数 () は全避難者	1 日後
3 日後			4,619 人 (8,399)
1 週間後			5,722 人 (11,444)
1 か月後			1,505 人 (5,015)

※避難者数は、自宅で就寝しているが炊事が困難で避難所へ食糧等を受取にくる人数も含む。全避難者は知人・親戚宅や賃貸住宅等での避難生活者を含む人数。

3. 想定する被害のイメージ

本計画で想定する被害イメージは、下表のとおり。

表2-2 想定する被害イメージ

項目	想定する被害状況（復旧予想）
震度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域の最大震度は7とする。
建物被害・火災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物被害（市域全体） 全壊 1,455 棟 半壊 4,693 棟 ・ 市役所庁舎が使用不可となるような被害は発生しないが、キャビネットおよびロッカーの転倒や書籍等の散乱により、片付け等に4時間程度要すると仮定する。
交通機能支障	<p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物倒壊やブロック塀等道路沿いの建物や構造物の散乱等により、震度6弱以上の地域では交通支障が発生すると想定する。 ・ 橋梁、盛土、切土、斜面の被害による交通支障が発生すると想定する。 ・ 国道、県道では、被災後直ちに交通規制が実施され、主要道路は3日後を目途に道路の応急復旧が開始され3日目に復旧するものと仮定する。
ライフライン支障	<p>【電力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電（市域全体） 41,189 世帯 ・ 2時間後を目途に復旧作業が開始され、全ての復旧に7日かかると仮定する。 ・ 非常用発電がある本庁は一定の期間、非常用電源が使用できる。
	<p>【上水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 断水（市域全体） 35,865 世帯 ・ 市内全域の復旧にかかる日数は最大30日と仮定する。
避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者数 11,444 人 ・ ほぼすべての指定避難所を開設するものと仮定する。

第3章 計画の対象とする非常時優先業務

1. 非常時優先業務の概要

市は、大地震発生後は直ちに災害対策本部を設置し、避難所の開設、食料の調達・供給等多岐にわたる災害対応に当たらなければならない。一方、通常業務についても市民への行政サービスを継続することが必要である。

しかし、職員自身の被災や庁舎の被災など、人的・物的資源が制約される中で、災害応急対策業務と全ての通常業務を行うことは困難となる。

そこで、本計画では災害応急対策業務と通常業務について、その緊急性と重要性を評価した上で災害時に優先的に行わなければならない業務、災害応急対策業務および優先通常業務を「非常時優先業務」として位置付ける。

(1) 災害応急対策業務

高島市地域防災計画に定めている災害対策本部の所掌事務を「災害応急対策業務」とする。

(2) 優先通常業務

各課（局・室）の通常業務のうち、災害時であっても市民の生命、生活および財産の保護ならびに社会経済活動を維持する観点から評価を実施した業務継続の優先度が高い通常業務を「優先通常業務」とする。

非常時優先業務の候補となる優先度の高い通常業務は、高島市例規集の行政組織規則をはじめとする組織に関する規則や規程等の参考文書をもとに、各所属において、おおむね1か月以内に再開が必要な業務を対象に検討・分類した。

表3-1 通常業務選定に係る参考資料

部署	例規集の文書名
市長部局	高島市行政組織規則
支所	高島市役所支所設置条例施行規則
教育委員会	高島市教育委員会事務局組織規則
農業委員会	高島市農業委員会の事務局の職員に係る補助執行に関する規程
監査委員	高島市監査委員事務局規程
会計	高島市会計管理者の補助組織規則
消防	高島市消防本部の組織に関する規則、高島市消防署の組織に関する規程

2. 非常時優先業務の実施方針

(1) 市民の命を守る業務を最優先で実施する。

発災直後は職員や燃料等の資源が不足する状況の中、災害対応業務量が膨大になるため発災直後に全ての災害対応業務を一斉に開始するのではなく、救命救急活動や避難所開設等の市民の生命・生活にかかわる業務を最優先で実施する。その後、順次相談窓口の設置や罹災証明発行等の生活再建支援業務を実施する。

(2) ライフライン維持のための業務は災害時でも継続する。

水道・ごみ処理・交通関連部局および病院は、市民生活に直結するライフラインであるため、その機能維持または早期復旧に全力を投入する。

また、被災後、市民が事業の再開に向けて速やかに復旧業務等を進めるためには、学校や幼保施設等の環境整備も重要である。このように復旧に向けた市民の活動と密接な関係がある公共施設については、避難所運営等の非常時優先業務との兼ね合いを適切に見極めながら、早期再開を目指す。

(3) 通常業務については可能な限り停止または縮小する。

発災直後に生じる避難所運営等の膨大な災害対応業務を迅速かつ的確に実施するため、平常時に実施している通常業務については、優先度に応じ停止または縮小する。

(4) 業務遂行に必要となるエネルギー等の必要資源は、選択と集中による配分を行う。

災害時には多くの資源調達が制約されるため、非常時優先業務で必要とする燃料や公用車等の資源については、各部局の要求する数量のすべてを調達できない場合が想定される。このため、非常時優先業務の中でも特に重要な業務を洗い出し、エネルギー等の資源を効果的に配分する。

3. 非常時優先業務の着手目標時間の設定

本計画において、非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足して混乱する期間から、市民生活が一定の落ち着きを取り戻すと考えられるまでの期間と捉え、地震発災から1か月以内を選定対象期間として設定した。

また、業務の着手目標時間の設定は、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月 内閣府（防災担当））や他自治体事例を参考に“3時間以内”、“24時間以内”、“3日以内”、“1週間以内”、“2週間以内”、“1か月以内”に区分して検討を行った。

なお、検討は、高島市地域防災計画第3編_第1章_1「（1）応急対策の流れ」の考えに基づき行った。（図3-1）

対象災害	時期		形態	考え	
風水害 原子力	発災 まで	最大限の 警戒	警戒体制期	風水害や原子力災害に関しては、発災前に職員が予防的に参集することが通常対応であり、警戒本部（地区本部）を速やかに設置して、現場パトロールの強化や住民への注意喚起、避難所の開設準備を行うなど時間的余裕がある。	
全災害	発災 ～3日	命を 守る	災害対応体制 （災害対策本部）	発災からの数時間は、職員の段階的な参集と同時に、被害状況などの大まかな情報が収集される。 また、災害や被害の状況に応じて、災害警戒本部または対策本部（地区本部）の設置が検討される時期である。	
	～7日	生活を 維持		初動体制期	災害対策本部（地区本部）が設置され、さらに詳細な被害情報が収集される。 また、本部会議（地区本部会議）において応急対策の活動方針が決定され、道路の通行規制や復旧、給水等一部の応急活動が展開される時期である。 なお、発災から概ね7日間は「緊急初動体制」をとり、市役所のすべての機能を投入し、部局間の連携および、関係機関と連携して、市民の生命を守る活動および市民生活を維持する活動に集中的、重点的に取り組む。
	～3週目	生活を 戻す		本格的に応急対策活動が開始される時期である。 引き続き応急活動が行われ、交換要員の確保等、継続的に活動を行うための対策が必要となる時期である。	
	～2か月	日常の 再開		また、広報、被災者相談窓口の設置、住民への支援活動や復旧活動のとりまとめ、経費負担などの活動が中心となり、応急対策活動から復旧、平常業務へ移行する時期である。	
	2か月～	復興への 歩み	通常体制	復興対策本部	さらに、被害が大きく応急活動が困難な地区本部に対し、被害が少なく人員に余裕のある地区本部から応援要員を派遣するなど、人員投資のマネジメントを検討する時期である。

図3-1 応急対策の流れ

4. 受援業務

本計画の非常時優先業務の検討過程において、外部からの応援が可能と考えられる業務を「受援業務」として抽出する。

5. 非常時優先業務の選定方法

対象とする非常時優先業務の選定は、下記に示す手順により行う。

STEP 1 継続すべき通常業務の洗い出し

例規集の行政組織規則等をもとに、各所属において、各業務が応急業務に含まれるかどうかを検証するとともに、1か月以内に再開が必要な業務と1か月以上の中断が可能な業務とに分類する。なお、1か月以内に再開が必要な通常業務については、おおむねの目標開始時間を設定する。

STEP 2 業務優先度の分類

- STEP1 で分類した1か月以内に再開が必要な通常業務について、業務の着手目標時間を所属部ごとに検討し、「3時間以内」、「24時間以内」、「72時間以内」、「1週間以内」、「2週間以内」、「1か月以内」、「1か月以上」に分類する。
- また、応急業務も同様の時間区分で分類する。

業務の着手目標時間

	応急業務	通常業務
3時間		
24時間		
72時間		
1週間		
2週間		
1か月		

STEP 3 受援業務の選定

- 1か月以内に開始または再開と判断された業務のうち、外部に委ねることが可能な業務を「受援業務」として選定する。

STEP 4 非常時優先業務の選定

- STEP3 までの結果を各所属で再確認し、非常時優先業務を選定する。

図3-2 非常時優先業務選定手順

第4章 業務継続のための執行体制の整備

1. 業務執行体制の整備

(1) 発災後の対応と体制の考え

災害発生後初期の段階においては、災害規模または被害状況に応じて本庁に情報所、災害警戒本部または災害対策本部を開設するほか、各支所に地区本部を設ける。

特に本市に重大な被害が発生した際には、発災から概ね7日間を目途に緊急初動体制をとり、地区本部に要員を派遣するとともに、本部においても各対策班の連携により、被害状況の把握や住民避難支援、安否確認等、初期段階で緊急的に必要となる対策を集中的、重点的に実施する。

地震発生後初動対策が概ね完了し、発災後、概ね3週目以降は対策本部の一元化（地区本部を対策本部に吸収）を行い、本来の事務分掌に対応した体制へと移行する。

表4-1 地震時の配備体制および対策事項等

	発災～3日	～7日	～3週	～2か月	2か月以降	
	命を守る	生活を維持	生活を取戻す	日常の再開	復興への歩み	
対策事項	<ul style="list-style-type: none"> ○安否確認 ○被害状況の把握 ○住民への情報提供 ○避難所開設 ○救出救助 ○医療救護 ○避難対策 ○被災者保護 ○2次災害防御 ○障害物除去 ○給水等緊急物資の供給 ○自衛隊等応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○不明者捜索 ○遺体安置等 ○緊急輸送 ○食料物資供給 ○応急復旧 ○避難所運営 ○衛生対策 ○災害ごみ処理 ○地区相談窓口 ○救出救護活動応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○建物被害調査 ○各種被害調査 ○被災者台帳 ○り災証明 ○仮設住宅対策 ○公共施設復旧 ○被災者支援 ○防疫衛生管理 ○廃棄物対策 ○ボランティアの受入 ○復旧対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の再開 ○通常業務の一部再開 ○災害復旧計画の提出、査定 ○復興計画の作成等 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常業務の全再開 ○復興計画の推進 	
災害対策の体制					<p style="text-align: center;">通常体制</p>	<p style="text-align: center;">復興対策本部</p>
役割	<p>本部：情報集約、応急対策等 地区本部：避難対応、住民対応</p>		<p>本部：総合的対策 地区本部：本部との連携</p>		<p>完全通常体制</p>	
対策班編成	<ul style="list-style-type: none"> ○本部運営班 ○被害対応班 ○住民支援班 ○物資調達班 ○環境衛生班 ○地区本部 ○消防班 ○病院班 		<p>部局を単位とする各対策班により実施する</p>		<p>完全通常体制に戻る</p>	

(2) 体制区分と組織体制

大規模な地震が発生した場合において、業務を継続するためには、早急に必要な人員を確保し、適切な配備を行い、効率的な活動体制を確保する必要がある。地震時の本部、地区本部配備体制および指揮命令者は、表4-2のとおり。

表4-2 地震時の配備体制および指揮命令者等

配備体制	市域の震度	区分	指揮命令者	指揮命令者不在の場合
警戒体制	4	本庁	政策部長	総務部長
		支所	支所長、 市民生活部次長	地区本部長があらかじめ指名する者
災害警戒体制	5弱	警戒本部長	副市長	①政策部長
		副本部長	政策部長	①総務部長 ②都市整備部長
		警戒本部員	<本庁> 部長級職員、消防団長、危機管理監 <地区本部> 各支所長	地区本部長があらかじめ指名する者
災害対策本部体制	6弱以上	災害対策本部長	市長	①副市長 ②教育長
		副本部長	副市長および教育長	両名不在時は、 ①政策部長 ②総務部長 ③都市整備部長
		対策本部員	<本庁> 部長級職員、消防団長、危機管理監 <地区本部> 各支所長	地区本部長があらかじめ指名する者

2. 指揮命令系統の確立

(1) 統括者

市災害対策本部においては、本部長である市長が統括する。ただし、市長が出張等のため不在または連絡不能の場合は、次の順位により本部長に代わり意思決定を行う。

また、地区本部および各対策班の指揮命令権者の不在時の代理者も同様に定める。

具体の体制については表『表4-2 各対策班の指揮命令権者』を参照。

表4-3 指揮命令権者不在時の代理者

	第1順位	第2順位	第3順位
災害対策本部	本部長 (市長)	副本部長 ①副市長 ②教育長	③政策部長 ④総務部長 ⑤都市整備部長
地区本部	地区本部長 (支所・振興室長)	副地区本部長 ①地区本部長があらかじめ指名する者	指名職員 ②地区本部長があらかじめ指名する者
各対策班	班長 (指定職員)	副班長 ①指定職員	次席副班長 ②指定職員

(2) 各対策班の指揮命令権者

各対策班の指揮命令権者は次の表のとおり。

表4-4 各対策班の指揮命令権者

班名	所属部	担当課	指揮命令権者
本部運営班	政策部	企画広報課/総合戦略課/秘書課/情報政策課/危機管理局防災課/危機管理局原子力防災対策室	政策部長 総務部長 会計管理者 議会事務局長
	総務部	総務課/人事課/契約検査課/税務局税務課/税務局納税課/行財政改革推進局行政管理課/行財政改革推進局財政課	
	会計	会計課	
	議会事務局	議会事務局	
被害対応班	都市整備部	土木課/都市政策課/上下水道課	都市整備部長 農林水産部長 商工観光部長
	農林水産部	農業政策課/農村整備課/森林水産課	
	農業委員会	農業委員会事務局	
	商工観光部	商工振興課/観光振興課	
	教育指導部	学事施設課	
住民支援班	健康福祉部	社会福祉課/障がい福祉課/健康推進課/高齢者支援局高齢者支援課/高齢者支援局介護保険課	健康福祉部長 子ども未来部長
	子ども未来部	子育て支援課/幼児保育課/子ども家庭相談課/児童発達支援センター/こども家庭センター/保育園・認定こども園等	
	教育指導部	学校教育課	
	監査委員事務局	監査委員事務局	
	(各部局：避難所指定職員等)		
物資調達班	教育指導部	学校給食課/給食センター	教育総務部長 教育指導部長 スポーツ振興部長
	教育総務部	教育総務課/社会教育課/文化財課/文化ホール・図書館/市民スポーツ課/国スポ・障スポ大会推進課	
環境衛生班	環境部	環境政策課/環境センター建設課/環境センター	環境部長 市民生活部長
	市民生活部	市民課/人権施策課/保険年金課	
地区本部		マキノ支所/今津支所/朽木支所/安曇川支所/高島支所/新旭振興室/市民協働課	各支所長、新旭振興室長
消防班	消防本部	消防総務課/予防課/警防課/通信指令課/北・南部署(各分遣所含)	消防長
病院班	高島市民病院	経営統括課/病院総務課/医事課/健診室/朽木診療所/介護老人保健施設陽光の里/訪問看護ステーション	病院事務部長 在宅療養支援部長

3. 勤務時間外に参集可能な職員数

(1) 現状

勤務時間外に地震が発生し、参集可能な職員割合を次のとおり算定した。

○発災直後から24時間以内まで

- 発災直後は、公共交通機関の途絶や道路等の被害により電車や自家用車は使用できないと仮定する。
- 参集手段は徒歩として、速度 3km/h とし、歩行距離上限を 20km と仮定。
- 全壊・半壊等、自宅が災害により被害を受ける者は、発災～24 時間は参集不能とする。
- 救助活動を行っている職員は参集不能とする。
- 参集距離は居住地から参集先までの道路延長距離とする。
- 参集開始時間を発災 30 分後と仮定する。例えば、1 時間以内に参集できる職員は、移動時間 0.5 時間 (1h - 0.5h) までの者となる。
- 自宅が災害により被害を受ける者の割合 13.3% (全壊・半壊・焼失建物棟数 ÷ 全建物棟数 × 100) と避難者割合は 10.0% (滋賀県地震被害想定 (概要版) (平成 26 年 3 月滋賀県) ÷ 高島市人口 (国勢調査)) の和である 18.8% が職員の被災により参集が不可能な割合である。「参集可能率 (%) = 1 - 参集不能率 (%)」より、81.2% が参集可能率である。

○発災から72時間以内まで

- 自宅が災害により被災し、自身および家族を含めて避難が必要なものは、72 時間 (3 日間) は、自身および家族の安全確保のために参集不能となるものと仮定する。
- 避難者割合 16.7% (滋賀県地震被害想定 (概要版) (平成 26 年 3 月滋賀県) ÷ 高島市人口 (国勢調査)) が職員の被災により参集が不可能な割合である。「参集可能率 (%) = 1 - 参集不能率 (%)」より、83.3% が参集可能率である。

○発災から1週間以内まで

- 職員自身および家族が、死亡あるいは負傷した場合を参集不能とする。
- 死亡および負傷者の発生率は、市民の死亡者数および負傷者数の和を人口で除して算出した 2.2%。よって、職員自身および家族が、死亡あるいは負傷する確率は 8.8% (死亡および負傷者の発生率 × 家族人数 (4 人と仮定))。「参集可能率 (%) = 1 - 参集不能率 (%)」より、91.2% が参集可能率である。

○発災から1週間以降

- 職員自身が、死亡あるいは負傷 (重傷) した場合を参集不能とする。
 - 死亡および負傷者の発生率は、市民の死亡者数および負傷者数の和を人口で除して算出した 2.2%。「参集可能率 (%) = 1 - 参集不能率 (%)」より、97.8% が参集可能率である。

○職員参集予測の結果

表4-5 職員参集予測結果

所属	職員数	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
議会事務局	4	2	3	3	4	4	4
	割合	40.8%	81.3%	83.5%	91.0%	98.0%	98.0%
政策部	20	10	14	14	18	20	20
	割合	48.8%	69.1%	70.9%	91.0%	98.0%	98.0%
危機管理局	5	3	4	4	5	5	5
	割合	65.0%	81.2%	83.4%	91.0%	98.0%	98.0%
総務部	43	18	31	32	39	42	42
	割合	41.6%	71.8%	73.6%	91.0%	98.0%	98.0%
行財政改革推進局	13	7	9	9	12	13	13
	割合	50.0%	68.8%	70.5%	91.0%	98.0%	98.0%
市民生活部	61	31	39	40	56	60	60
	割合	50.6%	63.9%	65.6%	91.0%	98.0%	98.0%
環境部	24	7	17	18	22	24	24
	割合	27.1%	71.1%	72.9%	91.0%	98.0%	98.0%
健康福祉部	45	24	32	32	41	44	44
	割合	54.1%	70.4%	72.2%	91.0%	98.0%	98.0%
高齢者支援局	22	11	16	17	20	22	22
	割合	51.7%	73.8%	75.7%	91.0%	98.0%	98.0%
訪問看護ステーション	7	5	6	6	6	7	7
	割合	69.7%	81.3%	83.4%	91.0%	98.0%	98.0%
介護老人保健施設陽光の里	35	15	23	23	32	34	34
	割合	41.8%	65.0%	66.7%	91.0%	98.0%	98.0%
子ども未来部	78	27	55	57	71	76	76
	割合	34.4%	70.8%	72.6%	91.0%	98.0%	98.0%
農林水産部	28	14	19	20	25	27	27
	割合	49.3%	69.6%	71.4%	91.0%	98.0%	98.0%
商工観光部	13	8	11	11	12	13	13
	割合	62.5%	81.2%	83.3%	91.0%	98.0%	98.0%
都市整備部	47	24	36	37	43	46	46
	割合	51.8%	76.0%	78.0%	91.0%	98.0%	98.0%
会計	5	3	4	4	5	5	5
	割合	65.0%	81.2%	83.4%	91.0%	98.0%	98.0%
消防本部	104	24	76	77	95	102	102
	割合	22.7%	72.6%	74.5%	91.0%	98.0%	98.0%
高島市民病院	267	74	146	150	243	262	262
	割合	27.7%	54.8%	56.2%	91.0%	98.0%	98.0%
教育委員会事務局/教育指導部	25	13	19	19	23	25	25
	割合	52.0%	74.7%	76.6%	91.0%	98.0%	98.0%
教育委員会事務局/教育総務部	32	18	22	23	29	31	31
	割合	55.8%	68.5%	70.3%	91.0%	98.0%	98.0%
監査委員事務局	3	2	2	3	3	3	3
	割合	54.3%	81.3%	83.3%	91.0%	98.0%	98.0%
農業委員会事務局	3	2	2	3	3	3	3
	割合	54.3%	81.3%	83.3%	91.0%	98.0%	98.0%
総計	884	340	586	601	804	866	866
	割合	38.4%	66.2%	68.0%	91.0%	98.0%	98.0%

(2) 課題

夜間および休日に発災した場合においては、初動時に従事する職員数が不足するため、必要な職員数に対応した職員配備体制をとる必要がある。

(3) 対策

必要人員の不足に対しては、次のような応援体制を構築する。

ア 本庁内の各対策班は本庁内において応援体制を整備する。

イ 避難所の運営等全庁的な応援体制を整備する。

ウ OB職員等の協力体制を構築する。

4. 職員の参集と安否確認

地震発災時に、非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するためには、いち早く参集した職員の把握と職員等の安否確認が重要となる。

(1) 現状

職員初動マニュアルにおいて、勤務時間外の非常参集は、あらかじめ指定された参集場所に集合することを原則とするが、自宅が被災した場合や交通の途絶等により参集できない時や、既定の参集場所に集合できない時は、所属長に連絡するとともに、参集が可能な場合、最寄りの庁舎または市の施設に参集し、当該機関の上席者の指示に従い応急対策活動に従事することとなる。

(2) 課題

職員の参集は各部の連絡網で行うことになっているが、電話は通話不能となることが予想される上、メールも送受信に時間がかかることが想定される。

(3) 対策

職員は非常配備体制の設置基準により、自主的に参集することを基本とする。また、被災しないために、必要があれば住まいの耐震化および家具の固定等の対策を行っておく。

5. 職員の家族の安否確認

勤務時間内に発災した場合には、職員は各職場において非常時優先業務に従事することになるが、安心して職務に専念するには家族の安否や自宅の被害状況等を知ることが重要となる。そのため、普段から家族間でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法を確認しておくことが必要となる。

また、職種や部署によっては、職員が家族と連絡が取れない状態であっても、非常時優先業務に従事しなければならないことも予想される。そのような場合には、他の職員が従事している職員に代わって家族の安否確認を行う体制の整備も検討する必要がある。

第5章 業務継続のための執行環境の整備

非常時優先業務を遂行するためには、業務執行の拠点となる施設の機能を保持し、または早期復旧を図るとともに、関係機関との情報連絡手段を確実に確保するなど、業務継続のための執行環境を整備する必要がある。

1. 施設の安全対策

(1) ライフライン途絶時の拠点施設の状況

ライフライン途絶時の市役所本庁、各支所等の状況は、表5-1のとおり。

表5-1 ライフライン途絶時の拠点施設の状況

設 備	現 状
庁舎（躯体）	本庁（本館） 耐震性有（平成5年築） 本庁（新館） 耐震性有（平成30年築） マキノ支所 耐震性有（昭和49年築） 今津支所 耐震性有（平成29年築） 朽木支所 耐震性有（昭和49年築） 安曇川支所 耐震性有（平成11年築） 高島支所 耐震性有（昭和57年築）
電力（非常電源）	本庁 非常時自家発電機 マキノ支所 非常時自家発電機 今津支所 非常時自家発電機 朽木支所 非常時自家発電機 安曇川支所 非常時自家発電機 高島支所 非常時自家発電機
電話	各施設共使用可能
水道（トイレ）	各施設、上水道・下水道のライフラインが止まった時は水道・トイレ共に使用不可

(2) 課題

防災拠点である本庁および各支所等の防災機能の充実を図る必要がある。

(3) 対策

①非常用電力の確保

停電時に業務を継続するために、全支所に非常用発電機を整備した。

なお、本庁における非常時に最低限必要な電力の基本的な考え方は、次のとおりとする。

(ア) コンピュータシステムは全稼働、パソコンやコピー機は半数程度が稼働

(イ) コンピュータシステムの関連機器は原則全稼働

(ウ) 照明は、各階の廊下や事務室に必要な最低限の照明を確保

(エ) 動力は、コンピュータシステムの冷却用の空調電源等に供給

②非常用発電機および公用車の燃料備蓄について検討する。

③断水した場合に備え、飲料水やトイレの確保について検討する。

④ロッカーやキャビネット等が転倒しないよう対策を講ずる。

2. コンピュータシステムの安全対策

市は、市民の個人情報や行政に関する重要な情報「情報資産」を多数保有し、その行政サービスの大部分についてコンピュータシステムを利用している。

また、電子メールやインターネット等を利用して災害情報を収集・提供するなど、コンピュータシステムは災害時においても不可欠なものとなっている。

表5-2 コンピュータシステムの状況

基幹業務系システム	<p>住民情報を取扱う基幹系システム(パッケージシステム)、基幹連携システム、基幹単独システム等の全てのサーバは、彦根市と共同で運用するクラウドセンターに設置している。</p> <p>通信が途絶する等の緊急事態に備えるため、ダウンリカバリーサーバを本庁舎電算室内の「サーバ室」に設置している。</p> <p>基幹業務系システムを利用する「基幹系端末パソコン」「基幹系プリンター」等を結ぶ公共ネットワークは、庁舎内は主にLAN配線で、本庁舎と各支所間は光ファイバーで結ばれている。</p>
情報系システム	<p>庁内情報システム(電子メール、庁内掲示板、財務会計システム等)の全てのサーバは、本庁電算室内の「サーバ室」に設置されている。</p> <p>情報系システムを利用するパソコン・プリンターなどのネットワークは、基幹系システムと同様の形態で構成している。</p>

	インターネットへの接続は、すべて「サーバ室」を経由している。
その他のシステム	<p>その他、市の公共ネットワークを利用しているシステム等は次のとおり。 防災関係の外部との主要通信</p> <p>(1) 情報受信・取得関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防庁全国瞬時警報システム（J - A L E R T） ・ 内閣府緊急情報ネットワークシステム ・ 気象庁防災情報提供システム ・ 滋賀県土木防災情報システム、防災情報システム <p>(2) 情報発信関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急速報メール（エリアメール） NTTドコモ、KDDI、SoftBankの携帯電話利用者へ避難情報等を配信 ・ Lアラート（災害情報共有システム） 安心・安全に関わる公的情報などが迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤。 住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能 ・ 消防庁安否情報システム 国民保護法に基づく安否情報の収集および提供等に係る事務を行うもの

(2) 課題

- ア クラウド化できていない情報資産は、大規模震災に備えて、データ保管方法の検討が必要である。
- イ 災害時におけるコンピュータシステムの保守・復旧について、ICT部門のBCPを策定しておく必要がある。
- ウ 停電時に情報伝達や共有の手段として活用しているグループウェアやサーバが利用できないので他の通信手段に切り替える必要がある。

(3) 対策

- ア クラウド化できていないシステムについては、必要に応じクラウド化を検討するほか、バックアップデータを適切に保管する等の対策をすすめる。
- イ 発災時のシステム停止に備え、市のシステムを最優先の復旧対象と位置付け対応するようシステム保守事業者へ要請するとともに、稼働再開に向けた人的体制を確保する。
- ウ 防災上重要な拠点施設間との通信回線の強化を検討する。
- エ 情報システムが使用できない場合の代替手段を検討する。（例：紙台帳等に

よる事務処理等)

3. 通信手段の確保および災害情報の収集・発信

(1) 現状

災害時における通信手段の現状は、表5-3のとおり。

表5-3 通信手段の現状

名称	局数等	用途
防災行政無線 (同報系)	再送信子局5 地域振興無線局36 屋外拡声子局81	防災波の中継 (60MHz→60MHz) 防災波を地域振興波に変換し戸別 受信機に送る (60MHz→400MHz、 400MHz→400MHz) 屋外スピーカーから放送
防災行政無線 (移動系)	車載50台 携帯120台	職員間の通信手段
災害時優先電話	本庁、各支所	発信のみ優先扱いとなり、着信に ついては一般電話と同じ。
映像共有システム用 スマートフォン	9台	災害現場からの画像発信用
衛星携帯電話	9台	電話不通時の対策として、本庁、 別館、各支所、病院、消防本部に 設置している。
滋賀県防災行政無線	2台 (本庁、消防本 部)	県機関、市町、防災関係機関相互 の通信手段として整備している。

(2) 課題

災害対応初動期においては、建造物やライフラインの被害状況、市民の被災状況および関係機関の対応状況などの情報収集、広報活動が重要であり、通信手段の効率的な使用が必要である。

(3) 対策

- ア 「高島アマチュア無線非常通信ネットワーク」との災害時応援協定により、アマチュア無線を拠点施設等に配備する。
- イ 総務省近畿総合通信局が非常時に貸出しを行っている移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線、MCA無線）の活用を検討する。
- ウ 衛星携帯電話は、情報通信を行うための最終手段の一つでもあることから、耐震性のある施設や公用車等に保管しておく。

4. 非常時における職員の対応

災害時には、職員は帰宅せずに数日間業務に従事することが想定されることから、職員が業務に従事できる環境を整える必要がある。

(1) 現状

市民用に食料・飲料水・毛布・簡易トイレ等の備蓄は行っているが、災害対策従事職員用の備蓄は行っていない。

(2) 課題

非常時優先業務の実施にあたり、災害対策従事職員の食料等を備蓄する必要がある。

(3) 対策

職員は、勤務時間外に参集する場合、可能な限り、食料、着替え等を持参する。

市は、3日分を目安に職員用の食料等を備蓄する。また、これに伴う備蓄場所は、各防災センターとする。

市は、職員の健康を確保するために、交代勤務の実施や睡眠時間・場所の確保、毛布や医薬品の備蓄、協定による物品の確保等について検討する。

5. 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

本庁舎、各支所などの防災拠点が被災し使用不能となれば、災害対策本部等が設置できず、活動体制全体に遅れが生じ、迅速な災害対応を指揮することが困難となる。

また、災害対応以外の業務（通常業務）を行うことが困難となるため、代替施設での対応とする。代替施設は次のとおり指定する。

表5-4 防災拠点の代替施設一覧

防災拠点	代替施設
マキノ支所	マキノ老人福祉センター
今津支所	今津老人福祉センター
朽木支所	文化交流施設やまびこ館
安曇川支所	
高島支所	高島総合健康福祉センター

第6章 継続的な改善への取組

1. 業務継続マネジメントの必要性

計画の継続的推進を図るためには、計画の策定にとどまらず、計画を管理・運用する業務継続マネジメント（図6-1）の推進が必要である。

また、本計画は、災害時における市の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、本計画および各種防災マニュアルについて訓練を通じた点検・検証を行い、継続的な改善に取り組むこととする。

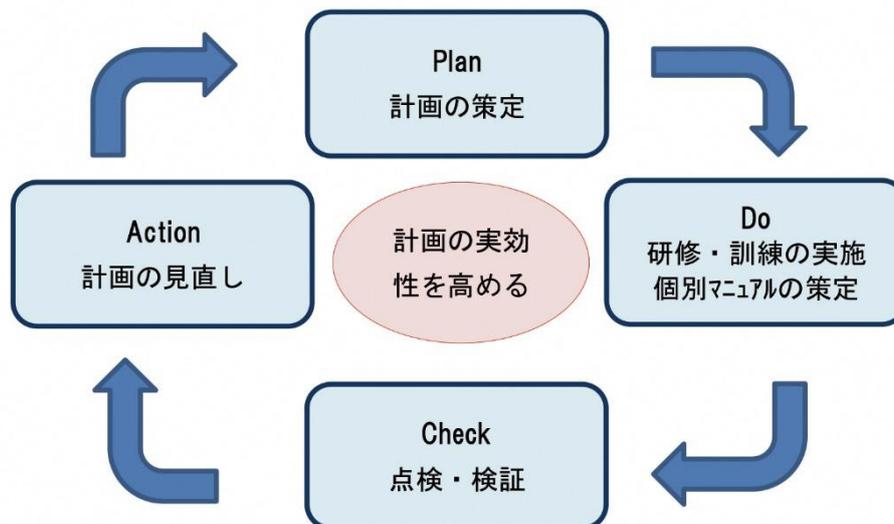


図6-1 業務継続マネジメント

2. 職員に対する研修・訓練

計画の実効性を確保するためには、計画を策定しただけではなく、全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々に課せられた役割を確実に果たせるように研修や訓練を行い、業務継続力の向上に努めることが必要である。

また、本計画は、様々な想定を基に構築しているため、実際に地震が発生する前に訓練を通じて一連のプロセスや手続きなどの実効性を確認しておくことが重要である。

このため、発災時に速やかに非常時優先業務を遂行できるよう、継続的に必要な訓練を実施する。

3. 計画の点検・検証・見直し

本計画では、訓練等を通じて問題点や課題を把握し、是正すべきところを改善して計画を見直し継続的改善を行い、とりわけ非常時優先業務の遂行に必要となる職員数等の精査に取り組み、計画の実効性を向上させていくことが重要となる。

このため、本計画策定後においても、次の事項について計画を適宜点検し、検証を行う。

- ・業務の優先度評価、業務開始目標時間の修正
- ・業務に必要な人員、資機材等の修正
- ・業務内容の修正等

4. 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備

(1) 非常時優先業務マニュアルの策定

本計画は、震災発生時に優先的に実施すべき非常時優先業務の選定とその業務の開始目標を定めたものであるが、震災時において非常時優先業務を迅速かつ効果的に遂行するため、各部局において個別具体的なマニュアルの策定を行う。

(2) 高島市地域防災計画および高島市職員初動マニュアルの見直し

本計画の検証等を踏まえて、高島市地域防災計画および災害時の参集や緊急初動期の応急活動の手順について定めた高島市職員初動マニュアルの見直しを行う。

第7章 非常時優先業務一覧

災害対策本部体制下の各部の非常時優先業務整理一覧を資料編に示す。

なお、非常時優先業務整理一覧は、災害対策本部体制下の班ごとに応急業務、通常業務と区分した。

